オキシダントに係る緊急時の措置実施計画 (変更・廃止) 届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県 環境管理事務所長

届出者

電 FAX

埼玉県大気汚染緊急時対策要綱第7第2項の規定により、オキシダントに係る 緊急時の措置の実施計画を作成(変更・廃止)したので、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
緊急時の電話番号	
緊急時のFAX番号	
緊急時の措置実施計画	別紙のとおり

備考 緊急時の電話番号及びFAX番号は、緊急時の発令又は解除を行った時に、 必要な措置を講ずるように協力を求め、若しくは命令等を行う場合に使用する。

緊急時の措置実施計画 (オキシダント)

ばい煙発生施設の種類			平均削減率	
ばい煙発生施設のバーナー の燃料の燃焼能力(0/h)			(%)	
夏期1時間あたりの通常燃料 使用量 (Q/h) 硫黄分 (%)				
緊急時におけるばい煙削減計画	予報時	燃料使用量(0/h)		
		硫黄分 (%)		
		削減率 (%)		
	注意報時	燃料使用量(0/h)		
		硫黄分 (%)		
		削減率 (%)		
	警報時	燃料使用量(0/h)		
		硫黄分 (%)		
		削減率 (%)		
	重大緊急報時	燃料使用量(0/h)		
		硫黄分 (%)		
		削減率 (%)		

- 備考1 計画は、ばい煙発生施設ごとに記入する。ただし、ばい煙発生施設が多数にあり、この用紙に 書ききれない場合は、合計だけを記入し、明細を別紙としてもよい。
 - 2 要綱別表 4 中の重油換算は、重油 1 0 0 当たりが液体燃料は 1 0 0 に、ガス燃料は 1 6 m に、 固体燃料は 1 6 kg にそれぞれ相当するものとして本計画に記載すること。
 - 3 要綱別表6中の燃料使用量の削減に準ずる措置を行う場合は、その措置の内容を各相当欄 に記入すること。
 - 4 通常燃料使用量は、4~10月の13~16時における1時間当たりの予定使用量とする。
 - 5 生産に必要な施設、発酵、蒸留、溶融のための施設及び夏期の昼間における通常燃料使用 量がバーナー定格(最大能力)の20%以下の施設は上記計画に含めなくてよい。
 - 6 夏期に交互使用する複数の施設である場合は、燃焼能力が大きい方の施設について記載すること。
 - 7 ボイラーについては、燃料の燃焼能力を記載すること。